



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年4月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「(仮称) 溝の口末長共同住宅建設事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※ 「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	住 所 東京都中央区八重洲二丁目3番13号 名 称 藤和不動産株式会社 代表者 取締役社長 杉浦 重厚
	指定開発行為の名称	(仮称) 溝の口末長共同住宅建設事業
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区末長1116番9 (区域面積: 約16,517㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数: 420戸、計画人口: 1,271人、 建物高さ: 約20m、建築面積: 約8,251㎡、 延べ面積: 約42,691㎡、建築敷地面積: 約16,517㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成19年4月 完了予定: 平成20年6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成19年4月20日(金) から 平成19年5月21日(月) まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	高津区役所、橘出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm